

三条市の公共施設における新型コロナウイルス感染 拡大予防のための基本的な取組

国や県の方針等に基づき、「3つの密」の回避と「新しい生活様式の実践例」を踏まえ公共施設の感染拡大予防に取り組む。

特に、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である「接触感染」と「飛沫感染」のそれぞれについて、職員や利用者の動線等を踏まえた対策が必要である。

1 【共通事項】「3つの密」の回避

「密閉」の回避

- 定期的な換気を行うこと。
- ドアの開放など閉鎖空間を作らないようにすること。

「密集」の回避

- 極力混雑しないよう配慮すること。（入場を待ってもらうなど）
- 動線や待機スペースの工夫により人が密集する機会を減らすこと。

「密接」の回避

- 人と人との間にはできる限り2メートル空けること。
- 会話をする際は真正面を極力避けること。
- 近距離での会話や大声での発声を極力避けること。

2【個別事項】

(1) 施設管理者が行うこと

□手洗い場所

- 施設入口等に、アルコール等の手指消毒剤を設置
- 手洗い場所には石鹸（ポンプ式が望ましい）を設置

□施設の管理

- 三条市の公共施設等の感染リスク分類に応じた換気及び消毒の徹底
- 冷暖房使用時であっても定期的に窓やドアを開放するなど外気を取り入れる等の換気の実施
- 施設内で複数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、電気のスイッチ、電話、カウンター、机、イスなど）の定期的な消毒
- 窓口等対面する場所には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどを配置
- トイレの蓋がある場合、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示
- 鼻水や唾液などがついたゴミがある場合、ビニール袋に密閉して処分
- キャッシュレス決済の利用促進。現金授受時のコイントレイの使用

□スペースの確保

- 施設内で複数の利用者が滞留する場所では、人と人との間隔をできる限り2メートル空けてイス等を配置

(2) 利用者をお願いすること

- 発熱、風邪等の症状がある場合は、利用（参加）の自粛
- こまめな手洗い、手指消毒の実施
- 個人で持ち込み可能な用具類（ラケット等）の持参
- 人と人との間にはできる限り2メートルの距離を確保。距離の確保が困難である場合は、マスクを着用
- イベント等の主催者は、「新型コロナウイルス感染症に係る施設利用及びイベント等実施方針（暫定版）」の遵守

(3) 職員が行うこと

- 発熱、風邪等の症状がある場合は、出勤せず自宅待機
- 職場の共用物品、機器等は、定期的に消毒を実施
- 出勤・帰宅時、外出時、飲食前、トイレ後の手洗いや手指消毒の徹底
- 咳エチケットの徹底
- 利用者への対応など対人距離の十分な確保が困難な場合は、マスクを着用
- 行動履歴や体調を互いに確認し合える職員同士で対人距離を十分に確保できる場合は、マスクの着用不要
- 職員又は同居の家族等に感染の疑いがある場合は、その旨を所属長に報告